

# いきいきスポーツ教室認定団体 施設利用について

一般利用がない時間帯に限り、市内体育施設の施設使用料を減免します。

※原則、利用希望日の2週間前の時点で施設が空いている場合に利用できます。

定期的な施設の利用予約をお約束するものではありません。

## ☆利用できる施設☆

氏家体育館

喜連川体育館

鷺宿体育館

河戸体育館

金鹿体育館

穂積体育館

喜連川高校跡地体育館

喜連川弓道場

喜連川運動場テニスコート

鬼怒川運動公園

総合公園野球場

総合公園テニスコート

総合公園さくらスタジアム

菖蒲沢公園多目的広場

喜連川高校跡地第1グラウンド

SAKURAグリーンフィールド

## ☆施設の予約方法☆

予約開始日：利用希望日の2週間前

利用可能日：平日の午前9時～午後5時

(土曜・日曜・祝日・休館日・年末年始を除く)

利用回数：週に2回まで

※インターネットを利用した体育施設予約システムからの予約はできません。

施設の空き状況のみ確認することができます。

※一般の利用者が優先となります。

## ☆利用申請書の提出について☆

- ・ **利用日の7日前まで**に施設利用許可申請書を提出してください。
- ・ 申請書は**手書きで記入**してください。

## <例：4月14日に2週間後の利用予約をする場合>

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6 <small>休場日</small>	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20 <small>休場日</small>	21	22	23	24	25
26	27	28	29	<del>30</del>	5/1	5/2

○毎週火・木曜日に活動している団体が、4月14日時点で2週間後(4月28日)の利用予約をする場合、体育施設に空きがあり、他の利用者が使っていない場所を利用するときは、予約することができます。

**※同一週内であっても、2週間以降(4月30日)の予約はできません。**

○予約・利用ができないとき

- ・4月29日は祝日のため利用できません。
- ・4月20日は、市内社会体育施設の休場日のため利用できません。

体育施設に空きがあり、他の利用者が使っていない場所を利用するときに予約できます。  
21日までに申請書を提出してください。

14日時点では、**2週間以降となるため**予約できません。  
なお、空き状況の確認はできます。

## 施設利用のルールやマナーを守って利用しましょう

### ☆施設の利用について☆

- ・ 「スポーツはあいさつから始まり、あいさつで終わります。」  
施設利用前、利用後は、職員や管理人等に一言声をかけてください。
- ・ 施設利用後は、掃除（モップがけ等）をしてから退出してください。
- ・ 運動中の水分補給を除き、所定の場所以外での飲食は禁止です。
- ・ 許可を受けず、施設内に広告物等（チラシ、カレンダーなど）の掲示はしないでください。
- ・ 各施設に、個人または各教室の私物を置いてはいけません。  
※市所有物でないと判断した場合、移動または処分を行う場合があります。  
※活動を行う上で、やむを得ない事情がある場合はスポーツ振興課に相談してください。
- ・ 車、自転車は必ず各施設の所定の位置に駐車してください。